

春日井市議会自由クラブ議員団規約

(名称)

第1条 本議員団は、自由クラブと称する。

(事務所)

第2条 事務所は、春日井市議会事務局内に置く。

(目的)

第3条 本議員団は、議会政治の本旨に基づき、春日井市政の発展のため必要な施策の実現を期するとともに団員相互の親睦を図ることを目的とする。

(団員)

第4条 本議員団は、前条の目的に賛同する者をもって組織し、入団・退団及び除名等の処分は役員会を経て全員会で決定する。

2 入団に際しては、団所属議員1名以上の推薦を必要とし、書面をもって団長へ届ける。

(役員及び職務)

第5条 本議員団に次の役員を置き、全員会において選任する。

団 長	1名	総務会長	1名	政務調査会長	1名
会 計	1名	書 記	1名		

2 団長は、議員団を代表し、総括運営・目的達成の任にあたる。

3 総務会長は、総務会を所管し運営の任にあたる。

4 政務調査会長は、政務調査会を所管し運営の任にあたる。

5 会計は、会計の任にあたり、年1回以上の報告を適宜行うものとする。

6 書記は、庶務全体の任にあたり、役員が必要と認める場合には、議事録を取り保管する。

7 役員の推薦がある場合に、全員会において会計補佐を選任することが出来る。会計補佐は、会計の補佐の任にあたる。

8 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(顧問・相談役及び職務)

第6条 本議員団は、役員会の推薦により顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、会議の求めに応じ出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 本議員団は、全員会・役員会(拡大役員会)及び期別会をもって運営する。

第8条 本議員団の意思決定は、全員会の議決によるものとし、決定事項は全員が

厳守する。

2 全員会は、必要に応じ団長がこれを招集する。

3 全員会は、団員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第9条 本議員団の役員会（拡大役員会）は、必要に応じ団長がこれを招集する。

2 役員会は、必要に応じ顧問・相談役の出席を求めることができる。

第10条 総務会は、必要に応じ団長に届出し、会長がこれを招集する。

第11条 政務調査会は、必要に応じ団長に届出し、会長がこれを招集する。

第12条 期別会は、必要に応じ団長に届出し、これを開催する。

（総務会及び政務調査会）

第13条 本議員団は、目的達成のため運営・研究する機関として総務会及び政務調査会を設け、団員はそのいずれかに所属する。

前項の機関定数及び所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務会	若干名	自由クラブの施策運営に関する事項。渉外事務に関する事項。その他の事項。
政務調査会	若干名	自由クラブの政策研究に関する事項。調査研究に関する事項。その他議員研修に関する事項。

（経費）

第14条 本議員団の経費は、会費及び寄付金等をもってあてる。

2 会費は、月額10,000円とし、必要ある時は臨時徴収することとする。

3 会計年度は、毎年度、団人事の決定日に始まり、次年度の団人事の決定日までとする。ただし改選時のみは、議員任期満了日までとする。

（弔事等）

第15条 本議員団員及びその家族に弔事・病災害のあるときは、弔事規程により見舞金又は弔意金を贈る。

2 前項の見舞金及び弔意金は、次の表のとおりとする。

団員の死亡	香典	30,000円
	供花	1対
	淋見舞	10,000円程度
団員の配偶者及び 実父母の死亡	香典	30,000円
	供花	1対

団員の1週間以上 にわたる入院	見舞金 10,000円程度
--------------------	---------------

(付則)

この規約は、平成23年5月1日から施行する。

(付則)

この規約は、令和2年1月1日から施行する。